

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成30年7月5日（平成30年（行情）諮問第280号）

答申日：平成30年9月26日（平成30年度（行情）答申第235号）

事件名：特定事件で犯人が関係機関に送ったとされる羽田空港の警備保安上の問題点を指摘した手紙の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定事件で犯人が関係機関に送ったとされる羽田空港の警備保安上の問題点を指摘した手紙（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月5日付け国広情第8号により国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

国土交通大臣は、個人に関する情報であり、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないから不開示と決定したが、しかし、特定事件によって約500名近くが人質にあい1名が死亡している。したがって法5条1号ただし書ロの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するから開示決定すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これを受けて処分庁は、本件対象文書全体が法5条1号に該当するとして原処分を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張について

上記第2の2のとおり。

3 本件対象文書について

特定年月に、東京空港事務所、航空会社、空港ビル会社等に届いた羽田空港の警備の欠陥をついた特定事件等の犯行の手口を詳細に記した手紙である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

(1) 本件対象文書は、2点の犯行の手口及び当該手口を防止する対策についての提案事項並びに差出人の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス（以下「氏名等」という。）が記載されている。

(2) 本件対象文書は、全体が法5条1号に規定する個人に関する情報であって、かつ、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないものである。上記の考え方については、情報公開・個人情報保護審査会答申（平成13年度（行情）答申第66号 答申日：平成13年12月12日）に沿ったものである。

(3) なお、審査請求人は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」として法5条1号ただし書ロが優先される点を理由に開示すべきであると主張しているが、航空関係の犯罪の手口やその対策については、これらを明らかにすると人の生命、健康、生活又は財産を侵害される可能性が高まることから、審査請求人の主張は採用できない。従前から、関係当局においては、原則としてこれらを明らかにしていない。

5 結論

以上のことから、諮問庁としては、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年7月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 同年9月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定事件で犯人が関係機関に送ったとされる羽田空港の警備保安上の問題点を指摘した手紙であり、処分庁は、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果

を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、特定事件の犯人が関係機関に送ったとされる手紙であって、特定の犯行の手口及び当該手口を防止する対策についての提案事項が差出人の氏名等とともに記載されているから、全体が法5条1号本文前段の個人（差出人）に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。本件対象文書は、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」には該当せず、また、これを開示すると、航空関係の犯罪の手口やその対策が明らかになり、人の生命、健康、生活又は財産を侵害される可能性が高まる旨の諮問庁の説明は首肯できることから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(2) そこで、法6条2項の部分開示について検討すると、まず、氏名等は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分は、著作物に当たると考えられるところ、著作権法18条3項1号は、著作物でまだ公表されていないものを行政機関に提供した場合、当該著作物を法の規定により行政機関の長が公衆に提供し、又は提示することについて、その著作権者は、そのことにつき、同意したものとみなす旨を定めているが、本件対象文書は法施行前に行政機関に提供されたものであるから、同号の規定は適用されない。

そうすると、その余の部分を公にすることは差出人が有する著作権法上の公表権を侵害することになり、差出人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示をすることはできない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司